

■時間外取扱・火葬

■戸籍届出の時間外の取扱いについて

区 分	内 容	お問い合わせ先
届出の受付時間	戸籍の届出は、本庁、須木庁舎及び野尻庁舎において年中無休で24時間受け付けます。	本庁市民部市民課 ☎23-1112 須木庁舎住民生活課 ☎48-3132 野尻庁舎住民生活課 ☎44-1100
届出の受付場所	執務時間以外で届出をされる場合は、守衛室で預かります。	
気をつけていただくこと	守衛室に届出をされる方は、届出の前によく確認をしてください。念のため、届出をされる前に本庁、須木庁舎及び野尻庁舎の窓口で点検を受けられることをお勧めします。	
その他	届出に不備が合った場合は、再度お越しいただく場合があります。	

■火葬について

小林市では、西諸広域葬祭センターにおいて、火葬を行うことができます。

ご利用内容	ご利用方法	お問い合わせ・申込先
火葬を行うとき	埋火葬許可証と死亡届出人の印鑑を持参して、火葬場利用許可申請をしてください。	西諸広域行政事務組合 ☎22-5526

